# 令和7年3月市議会定例会 議案参考資料

(その3)

木 更 津 市

# 令和7年3月市議会定例会議案参考資料目録(その3)

議案番号	件名	頁
議案第27号	木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表	1
議案第28号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対 照表 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の新旧対照表	6
議案第29号	木更津市道260号線(富士見通り)電線共同溝工事委託の変更内容及び変更理由	1 2

# 新旧対照表

昭和50年6月28日

条例第28号

# ○議案第27号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例

木更津市国民健康保険税条例

昭和50年6月28日 条例第28号

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

|第6条||第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,000||第6条||第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について18,000 円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- |第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に |第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規 定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同 一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下 この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間に あるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次 号及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯 所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあ るもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3 号及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,000円
  - (2) 特定世帯 12,000円
  - (3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2. 13を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均 等割額)

円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

円とする。

旧

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規 定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同 一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下 この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間に あるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次 号及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯 所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあ るもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3 号及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 22,000円
- (2) 特定世帯 11,000円
- (3) 特定継続世帯 16,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

|第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1. 99を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均 等割額)

|第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000 |第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,000 円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

除後の総所得金額等に100分の1.44を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

について14,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

- |第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して |第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及び イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場 合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに 掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合に は、24万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万 円)の合算額とする。
  - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法 第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律 第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定す る給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収 入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除 を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が6 0万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の 収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を 除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」とい う。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世 帯に係る納税義務者
    - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,00

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

|第10条||第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控||第10条||第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控 除後の総所得金額等に100分の1.29を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人 第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人 について12,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及び イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場 合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに 掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合に は、24万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万 円)の合算額とする。
- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法 第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律 第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定す る給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収 入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除 を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が6 0万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の 収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を 除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」とい う。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世 帯に係る納税義務者
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について12,60

0円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円
  - (イ) 特定世帯 8,400円
  - (ウ) 特定継続世帯 12,600円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について8,400円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9,8 00円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円 を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について10,00 0円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円
  - (イ) 特定世帯 6,000円
  - (ウ) 特定継続世帯 <u>9,000円</u>
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について6,000円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について7,0 00円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

0円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円
  - (イ) 特定世帯 7,700円
  - (ウ) 特定継続世帯 11,550円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について7,700円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,4 00円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9,000 円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円
  - (イ) 特定世帯 5,500円
  - (ウ) 特定継続世帯 <u>8,250円</u>
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について5,500円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,000円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円 を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,000
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円
  - (イ) 特定世帯 2,400円
  - (ウ) 特定継続世帯 3,600円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について2,400円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,8 00円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最 |2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最 初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場 合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義 務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規 定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者 均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める 額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円 を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,600 円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円
  - (イ) 特定世帯 2,200円
  - (ウ) 特定継続世帯 3,300円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について2,200円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,4 00円
- 初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場 合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義 務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規 定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者 均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,700円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,200円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,000円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ いて次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円
- 3 略

(国民健康保険税の減免)

- と認めるものに対し、申請又は職権により、国民健康保険税を減免する。  $(1)\sim(3)$  略
- (4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者
- (5) 略
- 徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限ま でに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者について は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに、次に掲げ る事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添 付して市長に提出しなければならない。ただし、納期限又は特別徴収対象 年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに申請書を提出できないこと についてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。  $(1)\sim(3)$  略
- 3 4 略

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ いて次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1.650円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4.400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

#### 3 略

(国民健康保険税の減免)

|第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要がある||第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要がある と認めるものに対し、申請又は職権により、国民健康保険税を減免する。  $(1)\sim(3)$  略

#### (4) 略

2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通 | 2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通 徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限ま でに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者について は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに、次に掲げ る事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添 付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  略

3 • 4 略

# 新旧対照表

○議案第28号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木 更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第1条関係)

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

> 平成26年9月27日 条例第17号

|第37条||特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法 |第37条||特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法 第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同 じ。) の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模 保育事業A型(木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例(平成26年木更津市条例第18号)第27条に規定する小規模保育事 業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同 条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同 じ。) にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第27 条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあ っては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

# 2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

- |第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下 |第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下 この項から第7項までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確 実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲 げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連 携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その 他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、こ の限りでない。
  - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集 団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に 必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育で支援施設等の運営に関する基準を定める条例

> 平成26年9月27日 条例第17号

第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同 じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模 保育事業A型(木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例(平成26年木更津市条例第18号)第27条に規定する小規模保育事 業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B 型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1 号において同じ。) にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型 (同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において 同じ。) にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあって は1人とする。

#### 2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

- この項から第5項までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確 実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲 げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連 携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その 他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、こ の限りでない。
- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集 団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に 必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に

関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

- (2) 略
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けてい た満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満 保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就 学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、 当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子 どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連 携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施 設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要 件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことと することができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保する こと。
  - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
    - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれ の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小 規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模 保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に 係る連携協力を行うものをいう。
- 確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれ かを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることがで きる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合 には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
    - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役 割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす

関する支援を行うこと。

- (2) 略
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けてい た満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満 保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就 学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、 当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子 どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連 携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを 満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることが できる。
  - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を 行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されてい ること。

るための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促 進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が 著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合 連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定めるものをいう。
  - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所にお いて代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6~11 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事 業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める 場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から 起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂 行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項 に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事 業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所 において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規 模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保 育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

 $4 \sim 9$  略

附則

(連携施設に関する経過措置)

|第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)|第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事 業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める 場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から 起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

# 新旧対照表

○議案第28号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木 更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第2条関係)

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日

条例第18号

(保育所等との連携)

- |第6条||家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪||第6条||家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪 問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の 3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、 第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同 じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的 保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要 な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律 に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行 う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に 規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又 は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施 設」という。)を適切に確保しなければならない。
  - (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切 な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の 内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施す ること。

# (2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他 の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希 望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を 提供すること。

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日

条例第18号

(保育所等との連携)

- 問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の 3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、 第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同 じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的 保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要 な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律 に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行 う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に 規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又 は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施 設」という。)を適切に確保しなければならない。
- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切 な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の 内容に関する支援を行うこと。

#### (2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他 の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希 望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を 提供すること。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件 の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととす ることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保するこ
  - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
    - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの 役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育 事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5 項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第 1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確 保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のい ずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
    - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割 の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす るための措置が講じられていること。
  - (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進 のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著 しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の 連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定めるものをいう。
  - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次 号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において 代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全 てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの 役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
- 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に 係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所にお いて代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型 若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号におい

(2) 略

6・7 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、 連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができ ると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起 算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 て「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 瞬

<u>4・5</u> 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

# 議案第29号 (変更内容及び変更理由)

# ○変更内容

木更津市道260号線(富士見通り)電線共同溝工事委託					
契約金額	変更前	762, 1	00,000円		
天心 在	変更後	702, 7	60,650円		
差額	△59, 3	39,350円			

# ○変更理由

令和3年9月24日に可決された木更津市道260号線(富士見通り)電線共同溝工事委託について、精算設計を実施した結果に基づき、契約金額の変更を行うものである。